税率表

区分		法人の種類	所得等の区分		税率				
					平成26年10 月1日以後 平成27年3 月31日まで に開始する 事業年度	平成27年4 月1日以後 平成28年3 月31日まで に開始する 事業年度	平成28年4 月1日以後 令和元年9 月30日まで に開始する 事業年度	令和元年10 月1日以後 令和2年3月 31日までに 開始する事 業年度	令和2年4月 1日以後に 開始する事 業年度
	以外の事業	①普通法人	所得割	年400万円以下の所得	3. 4%	3. 4%	3. 4%	3. 5%	3. 5%
				年400万円を超え年800万円以下の所得	5. 1%	5. 1%	5. 1%	5. 3%	5. 3%
				年800万円を超える所得及び 軽減税率不適用法人	6. 7%	6. 7%	6. 7%	7. 0%	7. 0%
		②特別法人	所得割	年400万円以下の所得	3.4%	3. 4%	3. 4%	3. 5%	3.5%
ア				年400万円を超える所得及び 軽減税率不適用法人	4. 6%	4. 6%	4. 6%	4. 9%	4. 9%
ľ		③外形標準課 税法人(資本 金の額の額額 資金円超の き 法人)	宝川	年400万円以下の所得	2. 2%	1. 6%	0. 3%	0.4%	0.4%
				年400万円を超え年800万円以下の所得	3. 2%	2. 3%	0. 5%	0. 7%	0. 7%
				年800万円を超える所得及び 軽減税率不適用法人	4. 3%	3. 1%	0. 7%	1.0%	1.0%
			付加価値割 資本割		0. 48%	0. 72%	1. 2%	1. 2%	1. 2%
					0. 2%	0. 3%	0. 5%	0. 5%	0. 5%
1	等・発電事業	(小売電気事業 業等・特定卸供 く)・ガス供給 ・貿易保険業		0. 9%	0. 9%	0. 9%	1.0%	1.0%	
ゥ	小売電気事 業等・発 事業 事業 実 単 発 等 等 発 特 定 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 発 会 会 き き 会 と も と ま ま ま り た ま ま ま と ま ま と ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	①②の法人	収入割 所得割		0.9%	0. 9%	0. 9%	1.0%	0. 75%
					-				1. 85%
		③の法人	収入割		0.9%	0. 9%	0. 9%	1.0%	0. 75%
			付加価値割		-				0. 37%
			資	本割	_				0. 15%

3 特別法人事業税

三田 工艺 十冊 3件		税率			
課税標準	法人の種類		令和2年4月1日以後に開始する事業 年度		
	外形標準課税法人	260. 0%	260. 0%		
基準法人所得割額	特別法人	34. 5%	34. 5%		
	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37.0%	37.0%		
基準法人収入割額	小売電気事業等・発電事業等・特定卸供 給事業を行う法人以外の法人	30.0%	30.0%		
	小売電気事業等・発電事業等・特定卸供 給事業を行う法人	30.0%	40.0%		

4 地方法人特別税

	法人の種類	税率			
課税標準		平成26年10月1日 以後平成27年3月 31日までに開始す る事業年度	平成27年4月1日以 後平成28年3月31日 までに開始する事業 年度	平成28年4月1日以 後令和元年9月30日 までに開始する事業 年度	
	外形標準課税法人	67. 4%	93. 5%	414. 2%	
基準法人所得割額	外形標準課税法人以外の法人	43. 2%	43. 2%	43. 2%	
基準法人収入割額		43.2%	43. 2%	43. 2%	